

# 6月23日から29日までの1週間は、 「男女共同参画週間」です！！

高松市では、この期間中、男女共同参画都市宣言（平成9年12月）の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事を行います。この機会に、男女が職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」について考えてみませんか？



## ◆令和7年度 高松市「男女共同参画週間」実施事業◆

### ◆女性弁護士による法律講座・相談◆

 相続・後見の基礎知識 

参加費  
無料

日時：6月25日(水) 第1部(法律講座)13:30～14:50 (30人程度)  
第2部(個別相談)15:00～17:00

#### 【個別相談】

- ・第1部の講座を受講した人のうち、希望する高松市在住・在勤・通学の女性の方
- ・事前予約制、先着順、定員4名、1人30分程度
- ・昨年度個別相談を受けられていない方を優先とします。

講師(相談員)：長田 美絵 氏(弁護士)

場所：高松市男女共同参画センター(たかまつミライエ6階)

申込方法：6月2日(月)から6月18日(水)までに、人権・男女共同参画推進課へ電話でお申し込みください。

### ◆男女共同参画に関するパネル展◆



|      |                                     |                                  |
|------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 会場   | ①高松市男女共同参画センター<br>交流サロン(たかまつミライエ6階) | ②IKODE瓦町イベント展示コーナー<br>(瓦町フラッグ8階) |
| 期間   | 6月23日(月)～6月29日(日)                   | 6月25日(水)～6月30日(月)                |
| 出展団体 | 高松市男女共同参画センター<br>男女共同参画センター登録団体     | 高松市人権・男女共同参画推進課                  |

#### ◆お申し込み・お問い合わせ◆

→【高松市人権・男女共同参画推進課】

電話：087-839-2292 FAX：087-839-2291

Eメール：keihatsu@city.takamatsu.lg.jp

法務省  
人権啓発活動委託事業  
主催：高松市